

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

石川県農業共済組合（以下、「組合」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）を遵守し、確固たる信念をもって断固とした姿勢で臨むため、以下のとおり基本方針を定めます。

### 第1 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せることなく、組織全体で対応します。

### 第2 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 第3 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、不当要求を拒絶します。

### 第4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出する等、刑事事件化も躊躇しません。

### 第5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業運営上や役職員の不祥事を理由とするものであっても、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

### 第6 組合の組織体制

組合では、この方針を実現するため、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス組織体制に基づき対応します。

### 附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

「反社会的勢力」とは次のものをいう。

(1) 継続的に違法行為を行い、また違法行為を行うことを示して企業や一般市民から金銭等の利益を得る団体及び個人。

具体的には次に例示されるものとする。

- a. 暴力団及びその構成員（含む準構成員）並びに暴力団関係企業
- b. 政治団体、環境団体及び同和団体等を装うもの
- c. 総会屋及び整理屋
- d. 企業ゴロ、社会運動標榜ゴロ及び政治活動標榜ゴロ
- e. テロ組織並びにマネーロンダリングを行う集団及び個人
- f. ブラックジャーナリズム

(2) 暴力・暴行を伴う要求、法的責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人（挨拶料・用心棒代・口止め料等の不当な利益提供を要求するもの。）

(3) 前2号に該当するものとの間で、資金流用について合理的な疑いがある等、実質的に一体と解される団体（及びその構成員）及び個人